

『三国遺事』 訳註 (九)

凡例

- 一、本稿は一然撰『三国遺事』の原文、読み下し文、口語訳および註であり、底本には学東叢書本『三国遺事』（学習院東洋文化研究所刊、一九六四年）を用いた。
- 一、原文は旧漢字を用い、句読点を施した。また底本の文字を改めた場合は、その文字に数字（①②③…）を付して原文のあとに異同を記した。校訂に際しては、韓国古典叢書本（民族文化推進会刊、一九七三年）および晩松文庫本（高麗大学校中央図書館刊、一九八三年）と校合し、その他の活字本等を参照した。なお内容によって文を適当な段落に区切り、割註は（ ）で示した。
- 一、読み下し文は旧漢字・新かなづかいを用いた。
- 一、口語訳は新漢字・新かなづかいを用い、訳出にあたって補った文は〔 〕で示した。
- 一、註は口語訳の文中に数字（1）（2）（3）…を付し、文末に一括した。なお参考文献等の提示は必要最小限にとどめた。
- 一、『三国遺事』は王曆と紀異篇以下の本文とからなるが、さしあたり

第一巻紀異篇から訳出を開始する。

- 一、本稿は新羅史研究会（代表武田幸男）における共同研究の成果である。研究会参加者が分担して訳註の原案を提示し、全体の討議を経て原稿を作成した。

新羅史研究会

延鳥郎 細鳥女

〔原文〕

延鳥郎 細鳥女

第八阿達羅王即位四年丁酉。東海濱有延鳥郎・細鳥女夫婦而居。一日延鳥歸海採藻、忽有一巖（二云一魚）負歸日本。國人見之曰、此非常人也。乃立爲王（按日本帝記、前後無新羅人爲王者。此乃邊邑小王而非眞王也）。細鳥怪夫不來歸尋之、見夫脫鞋、亦上其巖。巖亦負歸如前。其國人驚訝、奏獻於王。夫婦相會、立爲貴妃。是時新羅日月無光。日者奏云、日月之精降在我國、今去日本。故致斯怪。王遣使來二人。延鳥曰、

我到此國、天使然也。今何歸乎。雖然朕之妃有所織細絹。以此祭天可矣。仍賜其絹。使人來奏、依其言而祭之。然後日月如舊。藏其絹於御庫爲國寶、名其庫爲貴妃庫。祭天所名迎日縣、又都祈野。

〔読み下し文〕

延鳥郎 細鳥女

第八阿達羅王即位四年丁酉。東海濱に延鳥郎・細鳥女の夫婦して居る有り。一日、延鳥、海に歸きて藻を採るに、忽ち一巖（二に一魚と云う）の負いて日本に歸く有り。國人之れを見て曰く、

此れ常人に非ざるなり。

と。乃ち立てて王と爲す（日本帝記を按ずるに、前後に新羅の人の王と爲る者無し。此れ乃ち邊邑の小王にして眞の王に非ざるなり）。細鳥、夫の來歸せざるを怪しみてこれを尋ね、夫の脱ぎし鞋を見、亦た其の巖に上る。巖亦た負いて歸くこと前の如し。其の國人、驚き訝り、奏して王に獻ず。夫婦相い會い、立てて貴妃と爲す。是の時新羅、日月に光無し。日者奏して云う、

日月の精、降りて我國に在りしも、今は日本に去る。故に斯の怪を致す。

と。王、使いを遣わして二人を來く。延鳥曰く、

我の此の國に致るは、天の然らしむることなり。今何ぞ歸らんや。然りと雖も、朕の妃に織りし所の細絹有り。此れをもつて天を祭れば可なり。

と。仍りて其の絹を賜う。使人來りて奏し、其の言に依りて之れを祭る。

然る後、日月舊の如し。其の絹を御庫に藏めて國寶と爲し、其の庫を名づけて貴妃庫と爲す。祭天の所を迎日縣と名づけ、又都祈野とす。

〔口語訳〕

延鳥郎 細鳥女

新羅第八代の阿達羅王が即位してから四年目の丁酉の年（一五七）のことである。東海の浜辺に、延鳥郎と細鳥女が夫婦となって暮らしていた。ある日、延鳥が海に行つて海藻を採っていたところ、にわかにかたまりの岩（一説には一匹の魚ともいう）が延鳥を載せて日本に行つてしまった。日本の国の人々は延鳥を見て、

これはただ者ではない。

と言つた。そこで延鳥を王に立てた（『日本帝記』を調べたが、これと前後する時期に新羅の人で日本の王になつた者はいない。つまりこれは日本の辺境の小王であつてまことの王ではないのである）。細鳥は夫が戻らないのを不思議に思つてその行方を捜しに行き、夫の脱いだ履き物を見つげ、自分もまたその岩に登つた。すると岩は前と同じように細鳥を載せて日本に行つた。その国の人々は驚き訝つて、王である延鳥に報告して細鳥を献上した。夫婦は再会し、細鳥を立てて貴妃とした。この時、新羅では太陽にも月にも光がなかつた。占い師が、

太陽と月の精が我が國に降つていたのでありますが、今は日本に去つてしまいました。だからこのような異変を來したのです。

と申し上げた。阿達羅王は使いを日本に派遣して、二人を呼び戻そうとした。延鳥は、

私がこの国に来たのは、天がそうさせたことなのです。今さらどうして新羅に帰れましょうか。けれども、私の妃が織った細絹うすきぬがあります。これを用いて天を祭れば良いでしょう。

と言った。そこでその細絹うすきぬを与えた。使いの者が新羅に戻って報告し、延鳥の言ったとおり祭を行った。それから太陽と月は元通りになった。その細絹うすきぬを王の倉庫に納めて国宝とし、その倉庫を貴妃庫と名づけた。天を祭った所を迎日県と名づけ、また都祈野(8)ともいった。

〔註〕

(1) 【延鳥郎・細鳥女】本条は迎日県の由来を述べた説話である。この説話は、本条以外にも『新增東国輿地勝覽』卷二三・迎日県・古跡・日月池条と徐居正『筆苑雜記』卷二に掲載されており、その粗筋は三者ともほぼ同一と見てよい(付表参照)。ただし、「延鳥」の名称を『新增東国輿地勝覽』・『筆苑雜記』は「迎鳥」と表記する。延 (yon) と迎 (young) が音通し、両者が通用されることは、「迎日県」を「延日県」(『高麗史』卷五七・地理志二)と表記することからも知られる。この説話では、日月の光を取り戻すために天を祭ったことに因んで迎日の地名が生じたとするが、延鳥・細鳥が日月の精とされ、しかも古來三足の鳥は太陽の精と信じられてきたことから見て、延(迎)鳥の名称そのものが迎日を含意しているといえよう。

(2) 【新羅第八代の阿達羅王】阿達羅王については、『三国史記』卷二・新羅本紀二・阿達羅尼師今即位紀及び同・卷二九・年表(上)に、前王・逸聖尼師今の長子で、母は朴氏・支所礼王の娘、妃は朴氏・内礼夫人(祇摩王の娘)、在位一五四―一八四年とある。

(3) 【日本】日本という国号は七世紀後半から始まり、それ以前は倭と表記された。本書では日本・倭の表記が混在するが、日本とする例は本条以外に卷一・馬韓条、卷二・孝成王条、同卷・元聖大王条、卷三・皇龍寺九層塔条、卷五・融天師慧星歌・真平王代条に見えるだけである。他方、倭の用例は年表・第八阿達羅尼師今条以下に見え、多数を占める。本条は阿達羅王代の説話であり、年代からすれば倭とあるべきところだが、日本となっている。日月の精の所在を示すには、倭ではなく日本すなわち「日の本」の名称がふさわしいからであろう。

(4) 【日本帝記】日本の歴代天皇の系譜や事績等を記載した書と思われるが、詳細は不明。ただし、本書・卷二・元聖大王条に、「日本王文慶(『日本帝紀』を按ずるに、第五十五主文德王、疑うらくは是れなり)」とある。この『日本帝紀』が本条の『日本帝記』と同一書であるならば、その記載範囲は、少なくとも第五十五代の文德天皇(在位八五〇―八五八年)にまで及んでいたことになる。また『宋史』卷四九一・日本国伝には、北宋・雍熙元(九八四)年に日本僧・裔然が北宋に献上した『王年代記』の名が見え、そこには神武天皇から第六四代円融天皇(在位九六九―九八四年)の名が記されていた。さらに慈円「愚管抄」卷一・二には「皇帝年代記」として歴代天皇の諱や統柄・事跡等が記載されている。周知のように高麗は宋や日本から大量の書籍を輸入しており、その過程で、『王年代記』や「皇帝年代記」に類似する書が『日本帝記(紀)』として高麗に伝来した可能性がある。

(5) 【貴妃】ここでのいう貴妃は王后の意味であろう。制度的には、貴妃の称号は中国の南朝宋・孝建三(四五六)年に始まる。この時貴妃は貴嬪・貴人とともに三夫人とされ(『通典』卷三四・職官一六・后妃条)、その後、唐代では淑妃・德妃・賢妃とともに四妃の一つに数えられた(『唐六典』卷二二・内官・官官・

(付表)

A 三国遺事	B 新增東国輿地勝覽	C 筆苑雜記
<p>第八阿達羅王即位四年丁酉。 東海濱有延島郎・細島女、夫婦而居。 一日延島、歸海採藻、 忽有一巖(一云一魚)、負歸日本。 國人見之、曰、此非常人也。乃立爲王。 (按日本帝記、前後無新羅人爲王者。 此乃邊邑小王而非眞王也) 細島怪夫不來 歸尋之、見夫脫鞋、 亦上其巖。巖亦負歸如前。 其國人驚訝、奏獻於王。 夫婦相會、立爲貴妃。 是時新羅、日月無光。 日者奏云、 日月之精、降在我國、 今去日本。故致斯怪。 王遣使來二人。 延島曰、 我到此國、天使然也。今何歸乎。 雖然朕之妃有所織細絹。 以此祭天可矣。 仍賜其絹。 使人來奏、依其言而祭之。 然後日月如舊。 藏其絹於御庫爲國寶。 名其庫爲貴妃庫。 祭天所名迎日縣、又都祈野。</p>	<p>新羅阿達羅王時、 東海濱有人、夫曰迎島郎、妻曰細島女。 一日延島、採藻海濱、 忽漂至日本國小島、 爲王。 女尋其夫、 至其國、 爲妃。 是時新羅、日月無光。 日者奏云、 迎島・細島、日月之精、 今去日本、故致斯怪。 王遣使求二人焉。 迎島曰、 我到此、天也。 乃以細島所織絹付之、 令用此祭天。</p> <p>[Aに同じ] [Aに同じ]</p>	<p>是新羅阿達羅四年也。 東海濱有人、夫曰迎島、妻曰細島。 一日迎島、採藻海濱、 忽漂至日本國小島、 爲王。 細島尋其夫、 又漂至其國、 立爲妃。 是時新羅、日月無光。 日者奏曰、 日月之精、 今去日本、故有斯怪。 王遣使求二人。 迎島曰、 我到此、天也。 乃以細島所織絹、付送使者曰、 以此祭天可矣。</p> <p>[文末に記載] [Bに同じ] [Bに同じ] [Aに同じ] [Bに同じ] [Bに同じ] [Aに同じ]</p> <p>遂名祭天所、曰迎日、仍置縣。</p>

内侍省)。朝鮮においては、渤海が王の妻を貴妃と称していたが(『新唐書』卷

二一九・渤海伝)、新羅では王の正室を妃と称して夫人の称号を与えるだけで、

貴妃の称号は見えない(『三国史記』新羅本紀)。次の高麗では、『高麗史』卷七

七・百官志二・内職条に、「国初、未だ定制有らず。后妃より而下、某院・某宮

夫人を以て号と為す。顯宗の時(一〇〇九〜一〇三二年)、尚宮・尚寝・尚食・

尚針の職有り。又貴妃・淑妃等の号有り。(中略) 文宗(一〇四六〜一〇八三

年)、官制を定む。貴妃・淑妃・德妃・賢妃並びに正一品なり」とあり、貴妃の

称号が顯宗代に始まったことを伝える。実例が同・卷五・世家二・顯宗一六

(一〇二五) 年条に「宮人の史氏を以て貴妃と為す」とある。また、同・卷八

八・后妃一に、「高麗の制、王の母は王太后と称し、嫡は王后と称し、妾は夫人・

貴妃・淑妃・德妃・賢妃と称す」とあるので、貴妃は側室に与えられる称号で

あった。

(6) 【太陽にも月にも光がなかった】光がないという異変は、おそらく日食や月食

あるいは冬至に太陽の光が弱まる状態を指すのであろう。

(7) 【迎日県】現在の慶尚北道浦項市延日邑・東海面付近。『三国史記』卷三四・

地理志一・義昌郡条に「臨汀県、本、斤烏支県、今の迎日県なり」とあり、『高

麗史』卷五七・地理志二には延日県とある。また『新增東国輿地勝覽』卷二三・

迎日県・建置沿革条には、「本、新羅の斤烏支県(二に烏良友に作る)。景德王、

臨汀と改め、義昌郡の領県と為す。高麗、今の名に改む」とあり、迎日の呼称

が高麗時代以降のものであることがわかる。なお同・古跡・日月池条には、(付

表) 所掲の説話が続いて、「今按するに、高麗の初めに臨汀を改めて迎日と為し

たれば、則ち新羅阿達羅王の時より始まるに非ず。迎烏の説、金富軾『三国史』・

権近『東国史略』に見えずして、独り『遺事』に之れを載せるは、信を取るに

足ること無し」とある。

(8) 【都祈野】都祈野については、『新增東国輿地勝覽』卷二三・迎日県・古跡条

に「日月池(県の東十里の都祈野に在り)」とある。都祈野の都祈(トヒ)は迎

日の古名・斤烏支の斤(訓・ギヒ)に通じるので、都祈と斤烏支は対訳であり、

都祈野とは都祈の野すなわち斤烏支県の郊外を意味する。現在の慶尚北道浦項

市東海面に都邱(都祈と音通)の地名が残存しており、この付近を指したものと

思われる。隣接する烏川邑日月洞には今も日月池がある。この都祈(斤烏支)

一帯は新羅時代に祭祀の地として欠かせないところだったらしく、『三国史記』

卷三二・雜志一・祭祀・中祀条には「四海、東は阿等辺(二に斤烏兄辺と云う。

退火郡なり)」、あるいは「四瀆、東は吐只河(一に粟浦と云う。退火郡なり)」

とある。退火郡は義昌郡の古名でその領県に斤烏支県があった。斤烏兄の兄が

只の誤りとすれば(李丙燾校勘『三国史記』、乙酉文化社、ソウル、一九七七

年)、斤烏只(兄)、吐只はそれぞれ斤烏支、都祈に通じ、斤烏只(兄)辺、吐

只河は都祈(斤烏支) 付近の海辺や河川を指すものと思われる。この一帯にお

ける新羅時代以来のさまざまな祭祀が、延烏郎・細烏女の説話を生む背景になっ

たのであろう。

(文責 木村誠)

未鄒王 竹葉軍

〔原文〕

未鄒王^① 竹葉軍

第十三未鄒尼叱今（一作未祖、又未古）、金闕智七世孫、赫世紫纓。仍有聖德、受禪于理解、始登王位。（今俗稱王之陵爲始祖堂、蓋以金氏始登王位故。後代金氏諸王皆以未鄒爲始祖、宜矣。）在位二十三年而崩。陵在興輪寺東。

第十四儒理王代、伊西國人來攻金城。我大舉防禦、久不能抗。忽有異兵來助。皆珥竹葉、與我軍并力、擊賊破之。軍退後不知所歸。但見竹葉積於未鄒陵前。乃知先王陰隲有功。因呼竹現陵。

越三十七世惠恭王代、大曆十四年己未四月、忽有旋風從庚信公塚起。中有一人乘駿馬如將軍儀狀。亦有衣甲器仗者四十許人隨從而來、入於竹現陵。俄而陵中似有振動哭泣聲。或如告訴之音。其言曰、臣平生有輔時救難匡合之功。今爲魂魄、鎮護邦國禳災救患之心、暫無渝改。往者庚戌年、臣之子孫無罪被誅。君臣不念我之功烈。臣欲遠移他所、不復勞動。願王允之。王答曰、惟我與公不護此邦、其如民庶何。公復努力如前。三請、三不許。旋風乃還。王聞之懼、乃遣工臣金敬信、就金公陵、謝過焉。爲公立功德寶田三十結于鷲仙寺、以資冥福。寺乃金公討平壤後、植福所置故也。非未鄒之靈、無以遏金公之怒。王之護國、不爲不大矣。是以邦人懷德、與三山同祀而不墜、躋秩于五陵之上、稱大廟云。

①【未】底本は末に作るが、本書王曆に「第十三未鄒尼師今（一に味炤、又未祖、又未召に作る）」とあり、未に改めた。以下同じ。

②【氏】底本は始に作るが、それでは意味を為さなため氏に改めた。
③【七】底本に六とあるのは加筆。韓国古典叢書本・晩松文庫本とも七に作る。

④【己】底本は巳に作る。

〔読み下し文〕

未鄒王 竹葉軍

第十三未鄒尼叱今（一に未祖、又未古に作る）は、金闕智の七世孫にして、赫世の紫纓なり。仍りて聖徳有りて、禪を理解に受け、始めて王位に登る。（今、俗に王之陵を稱して始祖堂と爲うは、蓋し以えらく金氏の始めて王位に登るの故なり。後代の金氏の諸王、皆、未鄒を以て始祖と爲すは、宜なるかな。）位に在ること二十三年にして崩す。陵は興輪寺の東に在り。

第十四儒理王の代、伊西國の人、來りて金城を攻む。我、大舉して防禦せんとするも、久しく抗す能わず。忽ち異兵の來りて助くる有り。皆、竹葉を珥み、我軍と與に力を并せ、賊を撃ちて之を破る。軍退きて後、歸する所を知らず。但、竹葉の未鄒陵の前に積めるを見るのみ。乃ち先王の陰隲にして功有るを知る。因りて竹現陵と呼ぶ。

越えて三十七世惠恭王の代、大曆十四年己未四月、忽ち旋風の庚信公の塚従り起る有り。中に一人の駿馬に乗る有りて將軍の儀狀の如し。亦、甲を衣て器仗せる者、四十許りの人、隨從して來る有りて、竹現陵に入る。俄にして陵中、振動して哭泣の聲有るに似たり。或は告訴の音の如し。其の言に曰く、

臣、平生、時を輔け難を救い匡合せるの功有り。今、魂魄と爲るも、邦國を鎮護して災を禳い患を救うの心、暫くも渝改すること無し。往者⁽⁵⁾庚戌の年、臣の子孫、罪無くして誅せらる。君臣、私の功烈を念わず。臣、遠く他所に移り、復た勞勤せざらんと欲す。願わくは、王、之を允せ。

と。王、答えて曰く、

惟うに、我と公と此の邦を護らずんば、其れ民庶を如何せん。公、復た努力すること前の如くせよ。

と。三たび請うも、三たび許さず、旋風、乃ち還る。王、之を聞きて懼る。乃ち工匠金敬信を遣わし、金公の陵に就きて過ちを謝す。公の爲に功德寶・田三十結を鶯仙寺に立て、以て冥福に資す。寺、乃ち金公の平壤を討ちし後、福を植えて置きし所の故なり。未鄒の靈に非ずんば、以て金公の怒りを過ること無し。王の國を護るや、大ならずと爲さず。是を以て邦人、徳を懐しみ、三山と同祀して墜さず、秩を五陵の上に躋⁽⁶⁾せ、大廟と稱す、と云う。

〔口語訳〕

未鄒王 竹葉軍

第十三代未鄒尼叱⁽⁷⁾今(あるいは未祖、又は未古とも書く)は、金闕智⁽⁸⁾の七世孫であり、赫居世⁽⁹⁾が開いた新羅の高官である。そのため聖徳があり、理解⁽⁴⁾から位を譲られて、始めて王位に登った。(今、世間で未鄒王の陵を始祖堂と言っているのは、思うに未鄒王が金氏で始めて王位についたからであろう。後代の金氏の諸王がみな未鄒王を始祖とするのは、

もつともなことである。) 未鄒王は在位二十三年で崩じた。その陵は興輪寺の東にある。

第十四代の儒理王の時、伊西⁽⁸⁾国の兵が来て金城⁽⁹⁾を攻めた。我が軍も総力を挙げて防御しようとしたが、長いこと苦戦を強いられた。すると突然、不思議な兵が助太刀にやって来た。その兵はみな竹の葉を耳にはさんでおり、我が軍と力をあわせて賊を撃破した。軍が引き上げたあと、その不思議な兵がどこへ行ったかわからなかった。ただ、未鄒王陵の前に竹の葉が積み重なっているのが発見されただけであった。そこで不思議な兵は先王の未鄒王が密かに派遣したもので、そのお陰で賊を撃退することができたのを知った。こうして未鄒王陵を竹現陵と呼ぶようになった。

それからはるか後の第三十六代恵恭王の時、大曆十四⁽¹²⁾(七七九)年己未四月に、突然、旋風が金庾信⁽¹³⁾公の墓から巻き起こった。その中には駿馬に乗り、將軍のような姿をした人物がいた。また、甲冑を着て武器を持った四十人ばかりの者が付き従い、竹現陵に入っていた。するとにわか⁽¹⁴⁾に陵の中は、振動して泣き叫ぶ声があるようであった。あるいは何かを訴えている声のようでもあった。その声は、

私はかつて時勢にしたがい、国難を救い、天下を統一するところに功績がありました。いま靈魂となっても、國を鎮護して災いをはらい苦しみを救う気持ちにいささかも変わりはありません。ところが去る庚戌⁽¹⁴⁾の年(七七〇)、私の子孫が罪無くして誅せられました。君臣ともに私の大きな功績を心にかけることがないのでしよう。私は遠く離れたところに移り、國のために骨を折ることもやめたいと

思います。未鄒王よ、どうかこのことをお許し下さい。
と言っていた。未鄒王は、

思うに、私と公がこの国を護らなければ、人々はどうなつてしまふのだろう。公よ、いままでのように国のために力を尽くしてほしい。

と答えた。その声は三たび許しを願ったが、王は三度とも許さず、旋風は金庾信公の墓に還っていった。惠恭王はこれを聞いて恐れおののいた。そこで工臣⁽¹⁵⁾の金敬信を金庾信公の陵に遣わして過ちを詫言じた。そして、金庾信公のために鷲仙寺⁽¹⁶⁾に功德宝⁽¹⁷⁾を設けて田三十結を寄進し、その冥福を祈る助けとした。鷲仙寺が、金庾信公が平壤を討ったあとに幸いを願って置いた寺だったからである。未鄒王の霊でなければ、金庾信公の怒りを鎮めることはできなかった。未鄒王の国を護るはたらきには、まことに大きなものがあつた。そこで国の人は、未鄒王の威徳を偲んで、その陵を三山⁽¹⁸⁾と同列に扱って祭り、序列を五陵⁽¹⁹⁾の上に置いて大廟⁽²⁰⁾と称した、ということである。

【註】

(1) 【第十三代未鄒尼叱今】金氏で最初に即位したとされる王。『三国史記』卷二・新羅本紀二・未鄒尼師今即位紀および卷二九・年表(上)、卷三〇・年表(中)によると、父は仇道、母は朴氏・葛文王伊染の娘、妃は昔氏・光明夫人(助賁王の娘)、在位二六二―二八四年とある。また本書・王曆には、父は仇道葛文王、母は生乎、あるいは述礼夫人(伊非葛文王の娘、朴氏)、妃は光明娘(諸賁王の娘)、二六二年即位、治世二二年とある。未鄒の異表記として、本条の後註には

未祖・未古が、また本書・王曆には味炤・未祖・未召が、さらに『三国史記』未鄒尼師今即位紀には未照がそれぞれ伝えられている。未古の古が召の訛りとすれば、これらはすべて音通する。その原義は「元本」の意を表す^{三三}であり、未鄒王はすなわち始祖王を意味する(前掲恭作「新羅王の世次と其の名につきて」『前掲恭作著作集』下、京大文学部国語学国文学研究室、一九七四年)。

(2) 【金閼智の七世孫】金閼智から未鄒までの系譜については、本書卷一・金閼智・脱解王代条に「閼智―★漢―阿都―首留―郁部―俱道(仇刀)―未鄒」とあり、『三国史記』卷二・新羅本紀二・未鄒尼師今即位紀には「閼智―勢漢―阿道―首留―郁甫―仇道―未鄒」とある。ここに七世孫とあるのは閼智から数えたものの。

(3) 【赫居世が開いた新羅の高官】原文は「赫世紫纓」とある。赫世は新羅始祖赫居世のこと。本書において赫居世を赫世と略記する例は、卷一・馬韓条、同・下韓・百濟条にも見え、また赫居と省略する例も、卷一・第三弩礼王条、卷五・仙桃聖母随喜事条に見える。紫纓の纓は冠の紐、紫は高貴さを表し、転じて高官を意味したものである。

(4) 【理解】新羅第十二代沾解尼師今のこと。本書・王曆に「第十二、理解尼師今(一に沾解王にも作る)」とある。理解・沾解・沾解の表記のうち、理解はもと沾解とあつたのを、高麗成宗の諱である治字を避けて同義の理字を用いたもの、沾も同様に治字を避けるため、最後の一面を欠いて治字と書いたところから生じた誤り、沾は沾の対訳もしくは筆写・刊刻の際に生じた異同と思われる(末松保和「新羅上古世系考」『末松保和朝鮮史著作集1 新羅の政治と社会・上』吉川弘文館、一九九五年)。したがって理解の本来の名は沾解であつたことにならる。『三国史記』卷二・新羅本紀二・沾解尼師今即位紀、同・卷二九・年表(上)

および本書・王曆によると、沾解尼師今は前王・助賁尼師今の同母弟で昔氏、在位二四七〜二六一年とある。

(5) 【位を譲られて、始めて王位に登った】原文は「受禪于理解、始登王位」。未

鄒の即位事情については、『三国史記』巻二・新羅本紀二・未鄒尼師今即位紀に、

「沾解、子無し。国人、未鄒を立てる。此れ金氏、国を有^なてるの始めなり」とあり、本書・王曆・第十三代未鄒尼師今条にも「姓金氏、始めて立つ」とある。

本条が理解から未鄒への王位継承を「受禪」とし、「始登王位」と強調したのは、昔姓（沾解）から金姓（未鄒）への王統の変化を表現したもので、ただし新羅における姓の使用は六世紀中頃の金姓に始まるのであり、上古王統における朴・昔・金の三姓交立をそのまま史実とすることはできない（武田幸男「新羅の姓

氏」『東アジア世界における日本古代史講座』一〇、学生社、一九八四年）。

(6) 【興輪寺】新羅で最も古い寺院の一つ。その創建時期について、本書巻三・阿

道基羅条では、未鄒王代に開基したがその後廃れ、法興王一四（五二七）年に草創、同二二（五三五）年に大いに開き、真興王代に至って完成したとする。

また同巻・原宗興法・厭濁滅身条は、法興王一四年に始めて開き、同二二年に天鏡林を伐つて工事を始め、真興王五（五四四）年に完成したとする。他方、

『三国史記』巻四・新羅本紀四・真興王五年条にも「春二月、興輪寺成る」とある。未鄒王代の創建をそのまま史実とすることは難しく、法興王代に建設に

着手し、真興王代に完成したとするのが妥当であろう。その位置については、未鄒王陵が興輪寺の東にあるとする本条の所伝や、前掲・阿道基羅条に「金橋

の東の天鏡林（今の興輪寺なり。金橋は西川の橋を謂う）」とあるのが参考となる。慶州市内の古墳公園に伝未鄒王陵があり、西川は現在の兄山江にあたる。

また『新增東国輿地勝覽』巻二一・慶州府・古跡条には「興輪寺（府の南二里

に在り）」とある。これらのことから、慶州市沙正洞の慶州工業高校内にある寺址が興輪寺址に推定されている（『慶州遺蹟地図』国立慶州博物館・慶州市、一九九七年）。

(7) 【第十四代の儒理王】本書・王曆には「第十四、儒礼尼今（一に世里智王に作

る）」とある。第三代の弩礼尼師今と同名。儒理・儒礼・世里智の原義については、本書巻一・第三弩礼王条・註1参照。『三国史記』巻二・儒礼尼師今即位紀、

同・巻三〇・年表（中）および本書・王曆によると、儒理王は在位二八四〜二九八年、第一二代助賁尼師今の長子で昔氏、母は葛文王奈音の娘（□召夫人）で朴氏とある。

(8) 【伊西国】現在の慶尚北道清道郡地方に勢力を有した古代の小国。詳しくは本

書巻一・伊西国条・註1参照。以下は竹葉異兵の説話であるが、『三国史記』巻二・新羅本紀二・儒礼尼師今一四（二九七）年条にもほぼ同文の記事が見える。

参考までにその原文を掲げれば次の通りである。

伊西古國來攻金城。我大舉兵防禦、不能攘。忽有異兵來。其數不可勝紀。人皆珥竹葉、與我軍同擊賊破之。後不知其所歸。人或見竹葉數萬積於竹長陵。由是國人謂、先王以陰兵助戰也。

(9) 【金城】新羅王都のこと。金城については、『三国史記』巻一・新羅本紀一・

始祖赫居世居西千二一（三七）年条に、「京城を築き、号して金城と曰う」とあるのを初めとして、新羅本紀にその名が散見される。また同書巻三四・地理志

一にも、「初め、赫居世二十一（三七）年、宮城を築き金城と号す。婆娑王二十

二（一〇一）年、金城の東南に城を築き月城と号す。或いは在城と号す。周、一千二十三歩なり。新月城の北に満月城有り。周、一千八百三十八歩なり。（中略）始祖已來、金城に処^おり、後世に至りて多く兩月城に処る」とある。こうし

た記事から、金城は月城などと同様に王都内の特定の城を指すとする向きもある。しかし「新羅閔門城石刻」（七二二年）に新羅王都を「金京」と表記する例が見えるので、金城は新羅王都全体を指したものと見なしてよい。なお新羅王都の呼称としては、他に「新羅華嚴経写経跋文」（七五五年）の「大京」がある。

(10) 【竹現陵】『三国史記』巻二・新羅本紀二・儒礼尼師今一四（二九七）年条には「竹長陵」とある（註8参照）。

(11) 【第三十六代惠恭王】原文には「三十七世惠恭王代」とあるが、本書・王暦、『三国史記』新羅本紀ともに惠恭王を第三十六代の新羅王とする。三十七は三十六の誤りであり、口語訳に際しては「第三十六代」と改めた。なお、惠恭王については本書巻二・惠恭王条参照。

(12) 【大曆十四（七七九）年己未四月】大曆は唐の代宗代の年号。以下は金庾信墓と未郷王陵にまつわる説話であり、同様の記事が『三国史記』巻四三・金庾信伝（下）にも見える。本条と比べると節略した内容になっているが、未郷王陵を「始祖大王之陵」としていることが注目される。参考までにその原文を掲げれば次の通りである。

大曆十四年己未、（中略）夏四月、旋風空起。自庾信墓至始祖大王之陵。塵霧暗冥、不辨人物。守陵人聞其中若有哭泣悲嘆之聲。惠恭大王聞之恐懼、遣大臣致祭謝過。仍於鶯仙寺納田三十結、以資冥福。是寺庾信平麗濟二國所營立也。

(13) 【金庾信公の墓】金庾信（五九五～六七三年）は、新羅の貴族・武將で三国統一の功労者、金官伽耶王の子孫。詳しくは本書巻一・金庾信条参照。その墓は、同条によると「西山毛只寺の北」に位置した。また『三国史記』巻四三・金庾信伝（下）には金山原に葬ったとある。現在の慶州市忠孝洞の古墳がそれに比

定されている（金庾信將軍墓・史蹟二一号）。

(14) 【去る庚戌の年（七七〇）、……誅せられました】この事件に関連して、『三国史記』巻九・新羅本紀九・惠恭王六（七七〇）年条に「秋八月、大阿滄金融、叛して誅に伏す」とする記事が見える。大阿滄の官位から金融が真骨貴族であったことは明らかだが、金庾信との系譜関係は不明である。しかし惠恭王六年が庚戌年にあたるので、本文の事件はこの金融の叛乱を指したものと思われる。

(15) 【工臣の金敬信】金敬信は第三八代元聖王（在位七八五～七八八年）の諱。詳しくは本書巻二・元聖大王条参照。工臣は意味不明。『三国史記』には「大臣を遣わした」（註12参照）とあるので、工は大の誤写・誤刻かもしれない。あるいは、『三国史記』巻三八・職官志（上）に「上大等（或いは上臣と云う）」とあることから、上の誤写・誤刻とすることも可能。字画の上からは上臣の可能性が高いが、金敬信が上臣すなわち上大等に任じられたのは宣徳王元（七八〇）年のことであり、惠恭王代に上大等になった記録はない。

(16) 【鶯仙寺】鶯仙寺については、『三国史記』巻四三・金庾信伝（下）にも「是の寺、庾信の麗・濟二国を平らげて營立する所なり」（註12参照）とあるが、詳しいことは不明。

(17) 【功德宝】功德は功業・仁徳のこと。『三国史記』巻三二・祭祀志に、「太宗大王・文武大王、百濟・高句麗を平らぐるに大いなる功德有るを以て、並びに世不毀の宗と為す」とある。ここでいう功德とは、金庾信の生前の功績を指す。宝は、田地・糧穀などを運用して仏教活動や貧民救済など諸事業の費用にあてること、あるいはそのための組織・機構をいう。『高麗史』巻八〇・食貨志三・賑恤に、「内荘宅及び宮院の諸宝（宝は方言なり。錢穀もて施納し、本を存して息利を久遠に取るの故を以て之を宝と謂う）の穀米」とある。新羅時代から朝

鮮王朝時代初期にかけてさまざまな宝が組織されたが、高麗時代にはその高利貸的な利殖がしばしば弊害として指摘された。本書では他に、卷四・義解五・円光西学条に「(円)光、住む所の嘉栖岬に占察宝を置き、以て恒規と為す。時に檀越尼の田を占察寶に納むる有り。今の東平郡の田一百結が是れなり」とあり、卷五・神呪六・明朗神印条にも「広学大徳、大縁三重(古名は善会なり)の昆季二人、皆、神印宗に投じ、長興二(九三二)年辛卯を以て、太祖に隨いて京に上り、駕に隨いて焚修す。其の勞を賞して二人に父母忌日宝を瑛白寺に給す。田畚若干結なり」とある。さらに卷三・塔像・伯巖寺石塔舍利条には、高麗時代の例として「咸雍元(一〇六五)年十一月、当院の住持、得奥微定大師・釈秀立、院中常規十條を定め、新たに五層の石塔を堅て、真身佛舍利四十二粒もて安んじ邀え、私財を以て寶を立て追年供養す」の記事が見える。これらの宝は、寺院に田地・財貨を寄進して供養・布教などの費用にあてたものであり、占察宝や父母忌日宝など、その目的に即した名前で呼ばれていたことが注目される。これになぞらえれば、本条の功德宝は、金庚信の怒りを鎮めるために生前の功績を顕彰し、その冥福を祈るために設けられたもので、費用として田三十結が鶯仙寺に寄進されたものと理解される。

(18)【三山】三山については、『三国史記』卷三二・雜志一・祭祀条に「大祀。三山、一に奈歴(習比部)、二に骨火(切也火郡)、三に穴礼(大城郡)なり」とある。詳しくは本書卷一・金庚信条参照。

(19)【五陵】新羅の始祖赫居世居西干の陵。あるいは赫居世とその妃閼英夫人、第二代南解次次雄、第三代儒理尼師今、第五代婆娑尼師今の五人の陵をあわせていう(本書卷一・新羅始祖赫居世王条・註53参照)。

(20)【大廟と称した】大廟は天子諸侯の始祖の廟をいう。本書では卷一・太宗春秋

公条にも、「文虎王即位五(六六五)年乙丑秋八月庚子、王、親ら大兵を統べて熊津城に幸す。假王・扶余隆と会い、壇を作り、白馬を刑して盟す。(中略)弊帛を壇の壬地に埋め、盟文を大廟に藏す」と見える。本文は、惠恭王代に至って未鄒王陵を大廟すなわち始祖廟と称したとするものだが、関連する記事が『三国史記』卷三二・祭祀志に、「第三十六代惠恭王に至りて、始めて五廟を定む。味鄒王を以て金姓の始祖と為し、太宗大王・文武大王、百濟・高句麗を平らぐるに大いなる功德有るを以て、並びに世世不毀の宗と為し、親廟二を兼ねて五廟と為す」とあり、惠恭王代に未鄒王を始祖とする五廟の制が定まったことを伝えている。

(文責 木村誠)